

議案第 53 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定  
について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月 3 日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、公的年金からの個人市民税の特別徴収を実施するとともに、本市が寄附金税額控除の対象とする寄附金を定めることについて、規定の整備を行おうとするものである。

## 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の2ただし書を削る。

第24条を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第24条 法第314条の7第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、神奈川県内に事務所又は事業所を有する者に対する次に掲げる寄附金とする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で同条第2項に規定する特定寄附金とみなされる寄附金
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第25条の2第1項ただし書中「第48条の9の3」を「第48条の9の7」に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは法第314条の7の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除」を加え、「給与所得以外の所得を有しなかつた者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」に改め、同条第2項中「給与所得以外の所得を有しなかつた者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」に改め、同条第3項中「給与所得以外の所得を有しなかつた者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第4項中「給与所得以外の所得を有しなかつた者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」に改める。

第29条の2の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第1項中「その年度」を「当該年度」に、「本条」を「この条」に、「その納税義務者」を「当該納税義務者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けている者

第29条の2第2項中「その給与所得者」を「当該給与所得者」に、「所得に給与所得以外」を「所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「その給与所得以外」を「当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「前項本文」を「前項」に、「徴収できる」を「徴収することができる」に、「申告書に給与所得以外」を「申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第3項中「給与所得者の給与所得以外」を「給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「その給与所得者について給与所得以外」を「当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「その給与所得者から給与所得以外」を「当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「その特別徴収」を「当該特別徴収」に、「徴収すべき給与所得以外」を「徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第29条の3の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第1項中「(「特別徴収税額」という。以下個人の市民税について同様とする。)」を削り、「その特別徴収義務者」を「当該特別徴収義務者」に、「その納税義務者」を「当該納税義務者」に改め、同条第3項中「本条」を「この項」に改める。

第29条の4から第29条の7までを次のように改める。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第29条の4 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第29条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第29条の7において同じ。)の $\frac{1}{2}$ に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市内に住所を有する者でない者
  - (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が180,000円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
  - (3) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第29条の2第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。
- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第27条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収義務者)

第29条の5 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第29条の6 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第29条の7 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第29条の4第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第29条の4第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第29条の5及び前条の規定の適用にあつては、第29条の4第1項中「の $\frac{1}{2}$ に相

当する額」とあるのは、「から第29条の7第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

- 3 第29条の5及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは、「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第29条の5中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第29条の8を次のように改める。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第29条の8 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第37条の5の見出しを「(分離課税に係る特別徴収義務者の指定)」に改める。

第38条第6項中「本項」を「この項」に、「その仮換地等」を「当該仮換地等」

に、「その換地」を「当該換地」に改め、同条第7項及び第8項中「本項」を「この項」に改め、同条第9項中「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に、「本項」を「この項」に改める。

第96条の13第3項中「納付書」を「納入書」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条の2ただし書を削る改正規定、第25条の2第1項の改正規定（「第48条の9の3」を「第48条の9の7」に改める部分に限る。）、第38条第9項の改正規定（「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に改める部分に限る。）及び第96条の13第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の4から第29条の8までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成20年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第24条に掲げる寄附金について適用する。
- 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第24条の規定の適用については、同条第10号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。